

みんなの健康を守る
法律はルール。このように変わりました。

「望まない受動喫煙による健康影響をなくす」ため。

受動喫煙を望まない人が、屋内で受動喫煙にさらされるような状況をなくします。

健康影響が大きい子どもや患者などに配慮。

20歳未満の人や病気の人が主に利用する施設や屋外の受動喫煙対策をこれまで以上に徹底します。

施設の類型・場所ごとに対策を実施。

施設では、利用者の違いや受動喫煙による健康影響の程度に応じ、場所ごとに異なる喫煙ルールを定め、喫煙室には標識の掲示が義務付けられます。

たくさんの利用者がいる電車や飲食店は原則屋内禁煙。喫煙を認める場合は、喫煙室の設置が必要です。

飲食店 原則屋内禁煙！
※喫煙専用室のみ喫煙可。

学校・病院 敷地内禁煙！

会社・事業所 原則屋内禁煙！
※喫煙専用室のみ喫煙可。

受動喫煙対策の新しい標識ができました。喫煙設備のあるお店は標識で分かるようになります。

▶例えば……

喫煙専用室あり
Designated smoking room available

◀この標識がある施設には喫煙スペースがあり、そこには20歳未満は立ち入り禁止です。禁煙マークのあるエリアには入れます。

▶他にも……

喫煙・禁煙に関する標識が複数あります。

平成30年8月、邑楽町子ども議会一般質問で提案のあった「敷地内禁煙」が実現します。

役場周辺施設(図書館・中央公民館・あいあいセンター・シンボルタワー・保健センター)

※役場・保健センター周辺施設の敷地内は黄色い部分。つまり、円周道路の内側で喫煙することはできません。

体育館・武道館・公民館などの生涯学習施設

社会福祉協議会・福祉センター・寿荘などの福祉施設

幼稚園・保育園・こども園・小中学校などの教育施設
※小中学校では、7月1日からの敷地内禁煙に先駆けて、すでに敷地内禁煙を行っています。

問 保健センター ☎ 88-15533

「今さら止めても…」という人でも、最後のたばこを止めたその瞬間から、身体面、精神面、金銭面で確実に禁煙効果が現れます。その効果は、禁煙した期間に比例してその後何十年先も続きます。禁煙するなら早いに越したことはありません。そして、決して手遅れということはないのです。

決して手遅れということはありません

また、薬局・薬店で買える薬もあります。お近くの薬局・薬店へ相談してみるのが良いかもしれません。

喫煙したいと思っているあなたへ

このように、たばこは健康を害することが医学的に証明されています。自分が吸って自分の健康を害することは自己責任ということですが、それが他の人にも害を与えることになってはいけません。ルールを守って喫煙しましょう。

喫煙する人とならない人がお互いに安全で快適に過ごせるために

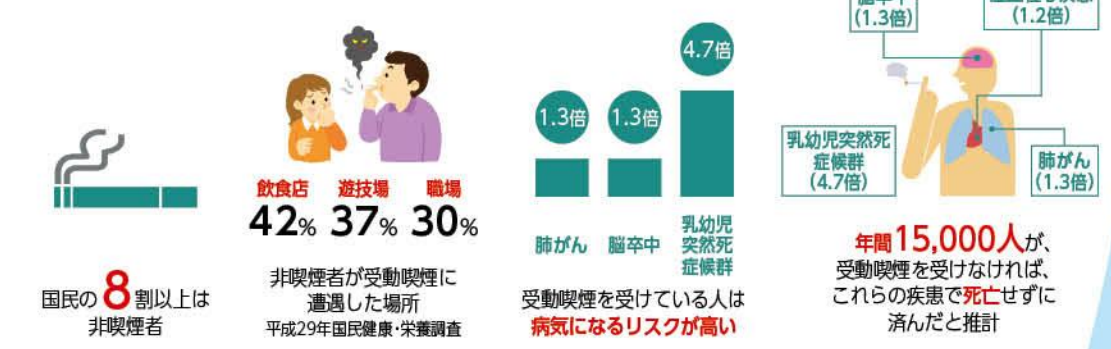
このように、たばこは健康を害することが医学的に証明されています。自分が吸って自分の健康を害することは自己責任ということですが、それが他の人にも害を与えることになってはいけません。ルールを守って喫煙しましょう。



令和元年7月1日 月 からスタート

町の「敷地内禁煙」
望まない受動喫煙は、マナーからルールへ

データで示される受動喫煙の健康影響 (参考:厚生労働省「学ぶ!改正健康増進法」より)



[Close Up]

平成30年7月、改正健康増進法が成立。これにより、飲食店を含むほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない人が受動喫煙に合う機会は大きく減少すると考えられます。特に健康への影響が大きい、子どもや患者に配慮し、健康リスクを減らすことを実現する社会づくりが進められます。

望まない受動喫煙をなくそう

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないにもかかわらず他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。

いずれの煙にもニコチンやタールなど、たくさんの有害物質が含まれていて、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。

それが受動喫煙です

皆さんは、喫煙できる飲食店や施設に入ったことはありませんか。もしあるとすれば、そのとき皆さんは望まない受動喫煙で有害物質を吸い込んでしまっています。

受動喫煙は、喫煙を望まない人をも、たばこの煙にさらすだけでなく、健康被害のリスクをもたらすことも分かっています。なんと年間1万5千人が、受動喫煙を受けなければ、疾患で死亡せずに済んだと推計されています(上図参照)。

こうした、たばこを吸わない人を受動喫煙から守るために法律が変わりました。